

《キャンプ場の使用にあたっての注意事項》

利用団体の方は下記の内容を必ずお守りください。

- 1、キャンプ場への入場日時・退場日時は必ず守ってください。
- 2、車は駐車許可証をお渡しいたしますので、所定の駐車場に駐車してください。
20人に対し1台分の駐車許可証を3台分まで発行します。(荷物・道具運搬の目的として)
道路や指定外の場所には絶対に停めないでください。もし違反した場合は即、退去させます。
- 3、キャンプ場は青少年教育専用の場所ですので、飲酒やバーベキュー等はできません。
- 4、雨天時に貸し出し用テントは使用できません。貸し出し用テントを利用予定で、利用当日に雨が降っていた場合は、貸し出し用テントは使用しないでください。
やむを得ず当日中止にする時は、足立区役所代表電話(Tel.03-3880-5111)にその旨の連絡をお願いします。
- 5、キャンプ場には、穴・みぞ等掘らないでください。
- 6、指定した場所以外では、テントの設営およびカマドの設置はしないでください。また、強風などの場合は、危険なためファイヤーを中止してください。ブロックは自然にさましてしまってください。絶対水をかけたりしないでください。割れてしまいます。使用したブロックは必ず現状のように戻してください。
- 7、火気には十分注意してください。**花火は禁止**です。
- 8、拡声器等は使用しないでください。
- 9、就寝時間を守り、特に夜間は大声を出したり、騒いだりしないでください。
- 10、キャンプで使用した薪は、火が消えたのを確認後、物置横へ置いてください。
- 11、キャンプ場以外の公園内は他の一般の利用者と共有です。飲酒・喫煙・喧嘩などの迷惑行為はしないようにお願いします。
そのような行為になりかけた時は、警察(110番)に連絡してください。
- 12、テントやキャンプ備品用具は大切に扱ってください。
また、汚れや水気をきれいに拭き取ってから所定の場所にしまってください。特にテントは後日使う方のためにも、清掃を心掛けてください。絶対濡れたまま袋に入れず、必ずきれいに拭いて1時間程度干してから袋に入れてください。濡れたまま袋にいれますとカビや臭いで後の方が使えなくなります。
- 13、ごみ・灰・燃えカス等は必ずお持ち帰りください。
- 14、係員の指示には必ず従ってください。
- 15、**事故が発生した場合は、利用者側の責任となります。**
- 16、夜間は、門と駐車場への進入路を施錠しています。
ただし宿泊の場合は、夜間緊急時に備え、2つある門のうち片側と、駐車場への進入路については施錠しません。しかし、**門や柵は開けたままにせず、必ず閉めてご利用ください。**
必要があれば門の開閉ができるよう鍵の貸し出しを行いますので申請時にお申し出ください。

※以上の内容が守られていない団体は即時退去していただき、退去以後の利用もできなくなりますのでご注意ください。